

別表第4（第6条関係）

利用者負担額表

利用者負担の1月当たりの上限額は次のとおりとし、上限額を超えた額については、市が負担する。

区分	世帯の収入状況		申請品目に対する自己負担率（定率）	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0割	0円
低所得世帯	市町村民税非課税世帯		0割	0円
中間所得世帯1	市町村民税課税世帯 （市町村民税のうち所得割）	3万3千円未満	2割	24,600円
中間所得世帯2		3万3千円以上 13万3千円未満	3割	
中間所得世帯3		13万3千円以上 23万5千円未満	4割	37,200円
一定所得以上1		23万5千円以上 46万円未満	5割	なし
一定所得以上2		46万円以上	10割	なし（全額）

備考

- 1 利用者負担額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める種目に応じた基準単価と実際の価格とを比較して低い方の額に、自己負担率を乗じて得た額（小数点以下切り捨て）とする。
- 2 この表において「世帯」とは、住民票上の世帯をいう。
- 3 この表において「生活保護受給世帯」とは、利用者が属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者である世帯をいう。
- 4 この表において「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の3の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を控除し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の額を世帯で合算した額をいう。
- 5 市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に住所を有していないことにより市町村民税非課税世帯となっている者の取り扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 生活保護世帯に属する者は、区分を生活保護として取り扱う。
 - (2) 生活保護世帯に属する者以外は、1割負担とし、利用者負担上限月額は37,200円とする。